

令和4年7月28日（木）  
午前11時から  
議会棟5階 第2委員会室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閲 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第12号 職員の分限処分について

報告第13号 職員の分限処分について

議決事項

議案第25号 令和4年度 寝屋川市立小中学校校長、教頭及び指導主事候補者の推薦について

議案第26号 公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

議案第27号 令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について

署名人

高須教育長

秋元委員

6月・7月教育委員会一般事務報告

(6月14日～7月28日)

| 月 | 日  | 曜 | 行 事 名                           | 内 容                       | 場 所                |
|---|----|---|---------------------------------|---------------------------|--------------------|
| 6 | 16 | 木 | 6月市議会定例会（第1日）                   | 付議事件即決、委員会付託              | 市議会議場              |
|   | 19 | 日 | 市民体育大会 少林寺拳法の部                  | 大会                        | 市民体育館              |
|   |    |   | 第72回北河内地区総合体育大会<br>2日目          | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 21 | 火 | 文教生活常任委員会                       | 付託事件審査、所管事項事務調査           | 議会棟4階 第1委員会室       |
|   |    |   | 予算決算常任委員会（分科会）                  | 付託事件審査、所管事項事務調査           | 議会棟4階 第1委員会室       |
|   | 26 | 日 | 第72回北河内地区総合体育大会<br>3日目          | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 27 | 月 | 予算決算常任委員会（全体会）                  | 討論、採決                     | 市議会議場              |
|   | 28 | 火 | 6月市議会定例会（第2日）                   | 一般質問                      | 市議会議場              |
|   | 29 | 水 | 6月市議会定例会（第3日）                   | 一般質問                      | 市議会議場              |
|   |    |   | 令和4年度管理職選考                      | 校長・教頭・指導主事 論述選考           | 総合教育研修センター         |
|   | 30 | 木 | 6月市議会定例会（第4日）                   | 一般質問                      | 市議会議場              |
| 7 | 1  | 金 | 校長役員会                           | 7月校長会案件について               | 総合教育研修センター         |
|   |    |   | 令和4年度管理職選考                      | 校長 面接選考                   | 総合教育研修センター         |
|   | 3  | 日 | 第72回北河内地区総合体育大会<br>4日目          | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 4  | 月 | 文教生活常任委員会協議会                    | 所管事項質問                    | 議会棟4階 第1委員会室       |
|   | 5  | 火 | 令和4年度管理職選考                      | 教頭・指導主事 面接選考              | 総合教育研修センター         |
|   | 6  | 水 | 6月市議会定例会（第5日）                   | 委員長報告、追加事件即決              | 市議会議場              |
|   | 7  | 木 | 校長会                             | 教育委員会各課からの連絡              | 総合教育研修センター         |
|   |    |   | 北河内地区教育長協議会                     |                           | 総合教育研修センター         |
|   | 8  | 金 | 寝屋川市文化スポーツ振興事業費<br>補助金交付要綱の一部改正 | 補助対象団体の名称変更に伴う要<br>綱の一部改正 | —                  |
|   |    |   | 大阪府都市教育長協議会                     | 役員会、定例会、役員懇談会             | ホテルアウィーナ大阪         |
|   | 10 | 日 | 第72回北河内地区総合体育大会<br>5日目          | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 12 | 火 | 教頭会                             | 教育委員会各課からの連絡              | 総合教育研修センター         |
|   | 15 | 金 | 中核市教育長会                         | 総会、研修会                    | 東京都都市センターホテル       |
|   | 17 | 日 | 第72回北河内地区総合体育大会<br>予備日          | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 21 | 木 | 令和4年度第2回社会教育委員会<br>議            | 社会教育部所管事業について、そ<br>の他     | 議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ委員<br>会室 |
|   |    |   | 第72回北河内地区総合体育大会<br>総合閉会式        | 大会                        | 北河内内各所             |
|   | 28 | 木 | 教育委員懇話会                         |                           | 本庁2階 特別会議室1        |
|   |    |   | 教育委員会定例会                        |                           | 議会棟5階 第2委員会室       |
|   |    |   | 総合教育会議                          |                           | 議会棟5階 第2委員会室       |

7月・8月教育委員会行事計画書

(7月29日～8月31日)

| 月 | 日  | 曜 | 行 事 名               | 内 容               | 場 所          |
|---|----|---|---------------------|-------------------|--------------|
| 7 | 29 | 金 | 大阪府都市教育長協議会 夏季研修会   | 開会式、全体研修、部門別研修    | ホテルアウィーナ大阪   |
| 8 | 1  | 月 | 校長夏季研修会             | 小中一貫教育について        | 総合教育研修センター   |
|   |    |   | 第76回大阪府総合体育大会 総合開会式 | 大会式典              | たかつガーデン      |
|   | 3  | 水 | 令和4年度第3回社会教育委員会議    | 社会教育部所管事業について、その他 | 議会棟4階 第1委員会室 |
|   |    |   | 放課後子ども総合プラン運営委員会    | 第1回運営委員会          | 議会棟4階 第1委員会室 |
|   | 4  | 木 | 教頭夏季研修会             | 小中一貫教育について        | 総合教育研修センター   |
|   | 21 | 日 | 第76回大阪府総合体育大会 1日目   | 大会                | 大阪府北ブロック内    |
|   | 24 | 水 | 令和4年度第4回社会教育委員会議    | 社会教育部所管事業について、その他 | 議会棟5階 第2委員会室 |
|   |    |   | 近畿都市教育長協議会          | 役員会               | ホテルアウィーナ大阪   |
|   | 25 | 木 | 教育委員懇話会             |                   | 本庁2階 特別会議室1  |
|   |    |   | 教育委員会定例会            |                   | 議会棟5階 第2委員会室 |
|   | 26 | 金 | 大阪府都市教育長協議会         | 役員会、夏季研修会、8月定例会   | ホテルアウィーナ大阪   |
|   |    |   | 校長役員会               | 9月校長会の案件について      | 総合教育研修センター   |
|   | 28 | 日 | 第76回大阪府総合体育大会 2日目   | 大会                | 大阪府北ブロック内    |
|   | 29 | 月 | 9月市議会定例会（第1日）       | 付議事件即決、委員会付託      | 市議会議場        |
|   |    |   | 予算決算常任委員会（全体会）      | 決算審査の運営           | 市議会議場        |
|   | 30 | 火 | 教育行政事務の点検・評価会議      | 会議                | 議会棟5階 第2委員会室 |
|   | 31 | 水 | 文教生活常任委員会           | 付託事件審査            | 議会棟4階 第1委員会室 |
|   |    |   | 予算決算常任委員会（分科会）      | 付託事件審査            | 議会棟4階 第1委員会室 |

報告第12号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年7月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和4年7月19日まで休職を命ずる

令和4年6月20日

寝屋川市教育委員会

報告第13号

職員の分限処分について

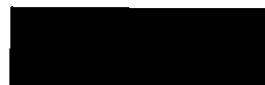
寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年7月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

# 辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和4年9月19日まで休職を命ずる

令和4年7月20日

寝屋川市教育委員会

議案第25号

令和4年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について

令和4年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者の推薦をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

令和4年7月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和4年度寝屋川市立小中学校校長・教頭及び指導主事候補者を大阪府教育庁へ内申するため。

議案第26号

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する審査請求人への弁明書の送付及び反論書等の提出に係る文書の送付について

公文書の部分開示決定に係る審査請求について、別紙のとおり送付するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年7月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和3年11月4日に提起された公文書部分開示決定に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、審査請求人に対する弁明書（副本）の送付、及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができる旨、及び法第32条第1項の規定に基づき、証拠書類又は証拠物を提出することができる旨の文書を審査請求人へ送付するため。

学 総 第 号  
令和4年7月 日

審査請求人 [REDACTED] 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

弁明書の送付及び反論書等の提出について

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による令和3年8月5日付け社文ス第  
934号部分開示決定

審査請求人 [REDACTED]

審査請求日 令和3年11月4日

上記審査請求について、下記のとおり通知します。

なお、以下では、行政不服審査法（平成26年法律第68号）を「法」と表記します。

記

1 弁明書（副本）の送付

法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第5項に基づき、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

2 反論書等の提出

(1) 反論書の提出

法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項に基づき、弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。

反論書は、正本1通を提出してください。

(2) 証拠書類等の提出

法第32条第1項の規定により、証拠書類又は証拠物を提出することができます。

証拠書類又は証拠物は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象とされていますので、その提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについての貴殿の意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査庁の判断が、貴殿の意見と異なる場合があることを御承知おきください。

(3) 提出先及び提出期限（上記(1)及び上記(2)に共通）

提出先 寝屋川市教育委員会

(末尾記載の連絡先に提出してください。)

提出期限 令和4年8月31日(水曜日)

【連絡先】

〒572 - 8555

大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当

TEL 072-824-1181 (代) 内線 3013

FAX 072-813-0083

社文ス第 号  
令和4年 月 日

審査請求人 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

弁 明 書

【審査請求の特定】

本件処分 寝屋川市教育委員会による令和3年8月5日付け社文ス第934号 部分開示決定

審査請求人

審査請求日 令和3年11月4日

上記審査請求について、審査庁は、次のとおり弁明します。

なお、弁明に当たっては、本件処分を行った行政庁を「処分庁」と表記し、また、法令名等を次のとおり略記します。

| 略記 | 正式名称                      |
|----|---------------------------|
| 条例 | 寝屋川市情報公開条例（平成9年寝屋川市条例第9号） |

第1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求を棄却する。

との裁決を求めます。

第2 本件処分について

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年8月2日、条例第5条第1項の規定により、下記の公文書（以下「本件公文書」といいます。）の開示を請求しました（以下「本

件開示請求」といいます)。

## 記

地域交流センターの指定管理者との協定書（附属文書含む）

## 2 本件処分

### (1) 処分の内容

処分庁は、令和3年8月5日、審査請求人に対して、本件開示請求について、条例第7条及び第10条第3項の規定により本件処分（本件公文書の部分開示決定）をして、条例第10条第3項の規定により、同日付け社文ス第934号書面（以下「本件通知書」といいます。）によって通知しています。

### (2) 本件処分による不開示部分及びその理由

#### ア 不開示部分

本件公文書である、令和3年4月1日締結 寝屋川市立地域交流センター指定管理者基本協定書及び令和3年4月1日締結 寝屋川市立地域交流センター指定管理者年度協定書のうち、指定管理者及び学校法人大阪電気通信大学（以下「本件法人」といいます。）の実印の印影（以下「本件不開示部分」といいます。）

#### イ 不開示の理由

実印は法人の内部において管理され、一般に公開されているものではなく、開示することにより、偽造等によって当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第6条第1項第2号アに該当するため。

## 第3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めています。

- 1 指定管理者の実印とは、指定管理者である法人の代表者印であると思われる。代表者印については、平成11年5月14日付け寝情審答申第1号「異議申し立てに対する決定について（答申）」による寝屋川市情報公開審査会の答申（以下「平成11年答申」といいます。）及び平成11年答申の事案に係る平成11年5月16日付け決定（以下「平成11年決定」といいます。）並びに平

成 16 年 5 月 28 日付け寝情審答申第 1 号「総合センター施設管理委託料」に係る部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）」による寝屋川市情報公開審査会の答申（以下「平成 16 年答申」といいます。）及び平成 16 年答申の事案に係る平成 16 年 9 月 6 日付け決定（以下「平成 16 年決定」といいます。）において条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定により不開示とするべきものではない旨の判断が示されている。

- 2 平成 11 年決定及び平成 16 年決定を受けて、寝屋川市において、法人の代表者印は開示されており、本件処分において不開示とされた指定管理者の実印の印影についても、寝屋川市役所本庁 1 階市民情報コーナーに配架されている資料において、マスキング等されることなく公にされている。
- 3 以上のことから、処分庁は、本件処分により不開示とした部分を開示すべきである。

#### 第 4 処分庁の意見

##### 1 条例の規定

条例第 6 条第 1 項は、実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、開示しなければならない旨を定め、同項第 2 号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。」を定め、ただし書きでは「当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるもの」については同号本文の不開示情報から除く旨を規定しています。そして同号アは、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を定めています。

ここにいう、「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、①法人等が保有する生産技術又は販売上の情報であって、開

示することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものなどがこれに当たると解されます。

## 2 本件不開示部分について

本件公文書は、寝屋川市と地域交流センターの指定管理者である株式会社（以下「本件会社」といいます。）との地域交流センターの管理運営に関する協定書及び年度協定書であり、本件不開示部分は、本件公文書のうち、本件会社の記名欄の本件会社の代表取締役にあたる者の氏名の末尾付近及び袋綴じ部分に顕出された印影並びに本件法人の記名欄の本件法人の理事長にあたる者の氏名の末尾付近及び袋綴じ部分に顕出された印影（以下、本件不開示部分の対象となった各印影を併せて「本件印影」といいます。）です。

本件印影の外周の線は、本件印影と並んで表示されていることがある別の印影（外周の線が四角形であり、本件会社の商号または本件法人の名称を表示するものです。）とは異なり、円状であり、本件印影のうち、本件会社に係る印影には、外周の内側に本件会社の商号及び本件会社の機関の名称が表示されており、本件印影のうち、本件法人に係る印影には、本件法人の機関の名称が表示されています。

また、商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 9 条第 3 項は、登記所に提出する印鑑の大きさについて、「印鑑の大きさは、辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつてはならない。」と規定しているところ、本件印影の外周の直径を計測した結果を踏まえますと、本件印影は、「辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないもの」には当たりません。

そして、本件開示請求に係る事務を担当する職員が、本件開示請求がなされた後、本件処分がなされるまでの間に、本件会社及び本件法人（以下「本

件会社等」といいます。)の従業員に対して問合せを行ったところ、本件印影は、本件会社等のいわゆる実印(商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく登記所への印鑑の提出に用いられた印章のことを指します。以下「実印」といいます。)を押印して顕出されたものに当たり、公にすることを予定していない情報である旨の回答をそれぞれ得ました。

これらの本件印影に関する事情を総合して考えますと、本件印影は本件会社等の実印をそれぞれ押印して顕出されたものであると認められ、仮に本件印影が本件会社等の実印を押印して顕出されたものではない場合においても、本件印影は、同事情に鑑み、本件公文書の記載内容が真正なものであることを示す実印と同等の程度の認証的機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることに変わりはありません。

したがって、本件印影は、本件会社等の意思により限定された用途に限り、限定された相手方に対してのみ示される性質のものであり、そのような限定なく公にすることは予定されていないという意味で本件会社等の内部管理に属する情報と認められ、本件印影を開示した場合には、本件印影を基にした文書の偽造等の悪用が行われるおそれがあり、それによって本件会社等が経済的損害を被ること等により本件会社等の正当な利益を害するおそれがあることから、本件印影は、条例第6条第1項第2号アの情報に該当します。また、本件印影についてここに検討したことを踏まえて考えますと、本件印影は、文書の偽造等の犯罪に利用されるおそれがあることから、「開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」(条例第6条第1項第5号)にも該当します。

なお、東京地方裁判所民事第3部令和3年2月10日判決は、実印の印影と推認される印影について「印影は一般に作成名義及び記載事項の内容が真正なものであることを示す認証機能を有し、法人等の活動上重要な機能を有するものであり、印影を明らかにすることは名義人以外による当該情報の不正な利用を惹起することが懸念されるものであって、いずれも公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報に該当する」

と判示し、東京地方裁判所民事第3部平成28年7月27日判決は、実印により顕出された印影について、「これが広く公開されると、これを用いて文書の偽造がされることなどにより（なお、今日の電子機器の技術等をもってすれば、印影が公開された場合に、容易かつ精巧にそれが複製されるおそれがあることは明らかである。）、当該不動産鑑定業者の権利又は正当な利益が害される相当の蓋然性があるということが出来る。」と判示しています。また、大阪地方裁判所第7民事部令和3年9月9日判決は、納税証明書・課税（所得）証明書等交付申請書の代表者印欄に押印された印影について、「印鑑登録がされた代表者印（会社の代表者が管轄の法務局にその印影を届け出た印章）によるものであることがうかがわれる。また、仮に印鑑登録がされた代表者印による印影でないとしても、本件文書の代表者印欄に押捺された印影は、少なくとも、本件会社が当該文書を真正に作成したことを公的に示す際に用いる印章によるものであることが認められる。そして、本件文書に押捺された印影に係る印章の重要性に加え、本件文書の性質（法人の作成する文書のうち不特定多数の者に広く開示することを予定していないものであること）、科学技術の発達に伴う印影の読み取り技術及び複製技術の向上等を併せ考慮すれば、代表者印欄に押捺された本件会社の印影を公開することにより、これを用いた文書の偽造等の犯罪に利用されるおそれがあると認められる。したがって、代表者印欄に記載された情報は、その公開により、人の財産等の保護又はその他公共の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるものであり、本件条例6条7号の公共安全情報に該当するから、本件条例6条2号の法人等利益侵害情報に該当するか否かを検討するまでもなく、非公開情報に該当する。」と判示しています（上記判決文中の「本件条例6条7号」に相当する規定は、「公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護又はその他公共の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるもの」です。）。

### 3 平成11年決定等について

審査請求人が指摘する平成11年答申及び平成11年決定において、債権者の印影は、「もともと外部に開示して使用することが予定されている情報といえ、また、内部管理上、信用上等の支障を生じさせるものであるといえな

いし、その他法人等又は事業を営む個人に不利益を与えることになる情報とは認められない」と判断されています。

また、平成 16 年答申及び平成 16 年決定において、法人の印影は、「当該法人が契約書等の作成において広く一般に押捺している印のそれであり、当該法人の取引相手である多数の者が保有している情報であることが認められる。そうすると、その印影に関する情報にはいわゆる内部管理情報としての内密性は認められず、したがって当該印影を開示することによって条例第 6 条第 1 項第 2 号が規定する「当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれ」があるということとはできない」と判断されています。

しかし、平成 16 年決定の後になされた上記東京地方裁判所民事第 3 部平成 28 年 7 月 27 日判決の「今日の電子機器の技術等をもってすれば、印影が公開された場合に、容易かつ精巧にそれが複製されるおそれがあることは明らかである。」及び上記大阪地方裁判所第 7 民事部令和 3 年 9 月 9 日判決の「科学技術の発達に伴う印影の読み取り技術及び複製技術の向上等を併せ考慮すれば」との指摘のとおり、公文書を開示するかどうかを判断するに当たっては、電子機器の技術その他のその時々状況を踏まえた検討を行うべきであることから、本件印影が条例第 6 条第 1 項第 2 号アの情報に該当するかどうかについては、上記 2 記載のとおり考えるべきです。

なお、平成 11 年答申及び平成 16 年答申においては、代表者印の印影が条例第 6 条第 1 項第 5 号の情報に該当するかどうかについて、論点として取り上げられておりません。

#### 4 まとめ

以上の次第で、本件処分は理由がある適法かつ適当なものであることから、本件審査請求は棄却されるべきです。

なお、寝屋川市役所本庁 1 階市民情報コーナーに配架している行政資料については、条例の趣旨を踏まえて、適宜適切に、公開とすべき情報を精査し、対象文書の状況に応じた対応を行います。

以 上

議案第27号

令和5年度使用小中学校教科用図書の採択について

令和5年度使用小中学校教科用図書の採択のため、教育委員会の議決を求める。

令和4年7月28日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和5年度使用小中学校教科用図書の採択を行うため。

小学校用教科書

| 種 目      | 発行者      | 書 名                                                              |
|----------|----------|------------------------------------------------------------------|
| 国 語      | 光村図書出版   | 国語                                                               |
| 書 写      | 光村図書出版   | 書写                                                               |
| 社 会      | 日本文教出版   | 小学社会                                                             |
| 地 図      | 帝国書院     | 楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6 年                                          |
| 算 数      | 新興出版社啓林館 | わくわく 算数                                                          |
| 理 科      | 新興出版社啓林館 | わくわく理科                                                           |
| 生 活      | 新興出版社啓林館 | せいかつ                                                             |
| 音 楽      | 教育芸術社    | 小学生の音楽                                                           |
| 図画工作     | 開隆堂出版    | 図画工作                                                             |
| 家 庭      | 東京書籍     | 新しい家庭                                                            |
| 保 健      | 東京書籍     | 新しい保健                                                            |
| 英 語      | 東京書籍     | NEW HORIZON<br>Elementary English Course<br>／ Picture Dictionary |
| 特別の教科 道徳 | 光村図書出版   | 道徳 きみが いちばん ひかるとき                                                |

中学校用教科書

| 種 目             | 発行者      | 書 名                               |
|-----------------|----------|-----------------------------------|
| 国 語             | 光村図書出版   | 国語                                |
| 書 写             | 東京書籍     | 新しい書写                             |
| 社 会<br>(地理的分野)  | 帝国書院     | 社会科 中学生の地理<br>世界の姿と日本の国土          |
| 社 会<br>(歴史的分野)  | 東京書籍     | 新しい社会 歴史                          |
| 社 会<br>(公民的分野)  | 日本文教出版   | 中学社会 公民的分野                        |
| 地 図             | 帝国書院     | 中学校社会科地図                          |
| 数 学             | 新興出版社啓林館 | 未来へひろがる数学                         |
| 理 科             | 新興出版社啓林館 | 未来へひろがるサイエンス                      |
| 音 楽<br>(一 般)    | 教育芸術社    | 中学生の音楽                            |
| 音 楽<br>(器楽合奏)   | 教育芸術社    | 中学生の器楽                            |
| 美 術             | 光村図書出版   | 美術                                |
| 保健体育            | 東京書籍     | 新しい保健体育                           |
| 技術・家庭<br>(技術分野) | 東京書籍     | 新しい技術・家庭 技術分野<br>未来を創る Technology |
| 技術・家庭<br>(家庭分野) | 東京書籍     | 新しい技術・家庭 家庭分野<br>自立と共生を目指して       |
| 外国語<br>(英 語)    | 開隆堂出版    | SUNSHINE ENGLISH COURSE           |
| 特別の教科 道徳        | 日本文教出版   | 中学道徳 あすを生きる                       |